

母子保健における保健婦活動の効率的展開に関する研究

須川 豊¹⁾

大高 道也²⁾, 近藤 俊之³⁾, 大井田 隆⁴⁾

宮里 和子⁵⁾, 大野 絢子⁶⁾, 三村 芳子⁷⁾

小椋 末子⁸⁾, 北尾 玲子⁹⁾, 影井 洋子¹⁰⁾

湯澤布矢子¹¹⁾, 野村 陽子¹¹⁾

全国保健婦長会

要約：県立保健所の管轄地域における母子保健行政は、保健所と市町村の共同活動であるが、各々で単独に実施する割合と、共同で展開する割合が、それぞれの事業の特徴によって種々の様相を現していることが計数的に分析された。また規模の小さい市町村ほど保健所との共同、又は依存の状態が高率であることが明らかになった。そして母子保健活動の中心的役割は保健婦が演じているが、保健婦活動においても両者の連携プレイによって効果をあげており実態は多様である。

見出し語：保健婦、効率的、連携活動、母子保健

研究方法：昭和60年度の状況について、23県の243保健所とその管内1,267市町村(対象人口約3,300万)から、保健婦の母子保健活動の実態に関するアンケートの回答を得、昨年度に続いて多角的な分析検討を行った。

すなわち、保健所と市町村の保健婦が、各々単独で事業を実施する割合と、共同又は協議して事業を実施する割合を計算し、人口別や出生

数別の市町村の分布状況を勘案しつつ、その大小による業務計画の立案、健康教育また健診などの実施について、保健所との共同作業の状況を比較検討した。そして事務的業務や保健婦事業についての活動の実態の把握や、保健所の市町村援助の問題点などを解明する方法によった。
結果：本調査の対象地区の基本的条件は、人口階級別市町村数、出生数別市町村数など全国の

1) 財団法人国民栄養協会

5) 国立公衆衛生院衛生看護学部

9) 神奈川県厚木保健所

2) 青森県環境保健部

6) 群馬県伊勢崎保健所

10) 神奈川県平塚市役所

3) 秋田県福祉保健部

7) 千葉県習志野保健所

11) 厚生省健康政策局計画課

4) 福井県厚生部保健予防課

8) 神奈川県相模原保健所

保健指導室

状況に近い分布を示している。例えば表1の出生数別市町村を見ると、年間100未満の所が全国で41.7%、調査地域の平均も41.1%であり、母子保健行政の体系を考察するにあたって、大きな示唆を得た。また保健婦の常勤していない町村が85カ所もある。

次に保健所と市町村の保健婦の連携状況のいくつかについて述べると、

- 1 保健所と市町村が各々単独で業務を行き割合は、表2のとおり、乳幼児健診、3歳児健診、障害児指導及びB型肝炎防止事業以外は市町村の方が多い。
- 2 保健所と市町村で共同又は協議して実施している事業は大体同じ程度だが、乳幼児健診以外は保健所が高率である。しかしこれは平均で、各県別にみると様々な姿を示し、県の特徴を現している。
- 3 出生数50未満と1,000以上の市町村の比較では、出生数の少ない町村ほど保健所に依存する率が高い。(表3)
すなわち、母性の健診はあまり差がないが、乳幼児健診では50未満の所が、保健所と共同で実施している率が77.2%に及んでいる。
1,000以上の市町村では31.5%であり、健診や健康相談の事後指導や情報交換でも同様の傾向がみられる。
- 4 保健婦の事務的業務への従事状況は、技術的な事業(障害児予防54.8%)ではかなり高率であるが、事務職が思いの外関与している。
- 5 保健所側に対して、市町村を援助する場合の理由を聞いたが、市町村と共同で事業を計画しているから共同実施する、との理由が35.3%で最も多く、次に市町村に対する保健所としての指導的立場からと答えたものが、

27.8%であった。

続いて、保健婦業務の実態についてであるが、全国的にみても保健婦活動の事業別内訳が量的にわかる資料がなく、保健婦がどの程度母子保健に従事しているかも不明であったので、本調査では表4のように区分して聞いてみた。これは指導件数からみたものであるが、保健所保健婦も老人保健が40~50%を占めていることが判明した。当然ながら市町村保健婦は母子保健より老人にはるかに多く対応している。また別に保健婦の稼働時間別の事業の内訳も調査したが、保健所は母子保健に、市町村は老人保健に最多の時間を費しており、母子保健においては保健所保健婦の役割が大であることを強調することができる。

なお、自由意見や問題点なども記入してもらったが、市町村保健婦は現状のまま母子保健法を改正して、市町村に実施主体を一元化することに対して、危惧している者が多かった。

(約700人)

考察：県立保健所管内での母子保健行政は、保健所と市町村の共同活動で、円滑に実施されており、その中心的な役割は保健婦が演じている。これは現行の母子保健法が、その行政責任の大部分を都道府県に位置付けているからである。一方、市町村保健婦も母子保健を市町村の仕事と感じて活動し、実績をあげている結果であろう。そして保健所との連携のよさも、ここから出発していると言える。

また、人口規模別や出生数別の市町村数をみると、小規模市町村が予想外に多く、ここに行政主体をおくことは、現実的に無理であることが今回の調査で数的に立証された。

しかし、具体的に検討すると、なお多くの無

駄があり、システム化の必要性を痛感したので、今後、その方策などを具体的に検討していきたい。

文献：

- 1) 人口動態統計：厚生省大臣官房統計情報部編
昭和60年（厚生統計協会発行）
- 2) 全国市町村要覧：62年版（第一法規出版株式会社発行）

表2 保健所と市町村が各々単独で各事業を実施する割合

実施主体（保健所又は市町村のみで実施するという場合）	保健所		市町村		
	実数	率	実数	率	
保健婦業務計画の立案	39	16.0	428	33.8	
健康教育の学級講座の実施	43	17.7	567	44.8	
母子保健推進員の研修実施	62	25.5	609	48.1	
住民組織などの事務局あり	65	26.7	823	64.9	
健康診査 健康相談 (事業数)	母性	127	45.0	1,220	64.6
	乳幼児	427	50.1	2,873	43.9
	事後指導	66	27.2	547	43.2
乳幼児健診の要フォロー児についての対応	74	30.5	505	39.9	
※3歳児健診	健康診査	163	67.1	15	6.2
	事後指導	129	53.1	14	5.8
※障害児予防対策	検査セット配布	60	24.7	90	37.0
	事後指導	154	63.4	34	14.0
※B型肝炎感染防止事業の指導	183	75.3	10	4.1	

注：※印は保健所のみで設けたもの

表1 出生児数別市町村数

調査対象の地区市町村	出生数					
	0～19	20～99	100～499	500～1,999	2,000～4,999	5,000以上
数	46	475	577	134	298	6
率	3.6	37.5	45.5	10.6	2.3	0.5
全国	142	1,214	1,386	398	79	36
率	4.4	37.3	42.6	12.2	2.4	1.1

注：調査対象地区の市町村は総数1,267
全国は昭和60年人口動態統計による。

表3 出生数が50未満と1,000以上の市町村における母性乳幼児の健康診査・健康相談及びその措置状況

		出生数50未満		出生数1,000以上	
		実数	率	実数	率
母性	市町村のみ	125	50.6	95	58.3
	保健所と共同	122	49.4	68	41.7
	計	247	100.0	163	100.0
乳幼児	市町村のみ	200	22.8	304	68.5
	保健所と共同	678	77.2	140	31.5
	計	878	100.0	444	100.0
事後指導	市町村	90	42.8	47	62.7
	保健所に協議	73	34.8	19	25.3
	保健所	33	15.7	1	1.3
	その他	14	6.7	8	10.7
	計	210	100.0	75	100.0
情報交換	している要フォロー児のみ	132	62.9	28	37.3
	していない	70	33.3	45	60.0
	計	210	100.0	75	100.0

表4-1 保健婦の家庭訪問以外の保健指導件数（保健所）

	計		母子保健		老人保健		精神保健		その他	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率
総件数	5,180,237	100.0	1,885,303	36.4	2,306,041	44.5	170,969	3.3	817,924	15.8
健康相談	1,311,331	100.0	350,744	26.7	608,496	46.5	53,587	4.1	298,504	22.8
健康診査	2,408,209	100.0	833,955	36.7	1,206,155	50.1	6,480	0.3	311,619	12.9
健康教育	1,087,104	100.0	389,371	35.8	448,727	41.3	101,291	9.3	147,715	13.6
その他	373,593	100.0	261,233	69.9	42,663	11.4	9,611	2.6	60,086	16.1

表4-2 保健婦の家庭訪問以外の保健指導件数（市町村）

	計		母子保健		老人保健		精神保健		その他	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率
総件数	19,524,232	100.0	6,419,321	32.9	10,417,414	53.4	85,652	0.4	2,601,845	13.3
健康相談	4,200,740	100.0	972,494	23.2	2,850,502	67.9	29,292	0.7	348,452	8.3
健康診査	6,984,793	100.0	1,241,430	17.8	4,967,365	71.1	8,692	0.1	767,306	11.0
健康教育	3,682,787	100.0	737,219	20.0	2,444,703	66.4	44,418	1.2	456,447	12.4
その他	4,655,912	100.0	3,468,178	74.5	154,844	3.3	3,250	0.1	1,029,640	22.1

注：1. 母子保健の「その他」には、予防接種（保健所207,024件、市町村3,353,376件）が含まれている。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約: 県立保健所の管轄地域における母子保健行政は、保健所と市町村の共同活動であるが、各々で単独に実施する割合と、共同で展開する割合が、それぞれの事業の特徴によって種々の様相を現していることが計数的に分析された。また規模の小さい市町村ほど保健所との共同、又は依存の状態が高率であることが明らかになった。そして母子保健活動の中心的役割は保健婦が演じているが、保健婦活動においても両者の連携プレイによって効果をあげており実態は多様である。